

石狩市市民活動情報センター指定管理者募集要項

石狩市では、石狩市市民活動情報センターの管理運營業務について、多様化する住民ニーズにより効果的、かつ効率的に対応するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」といいます。）及び石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年条例第 20 号。以下「指定手續条例」といいます。）に基づき、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

(1) 施設の名称

石狩市市民活動情報センター（以下「センター」といいます。）

(2) 施設の所在地

石狩市花川北 3 条 2 丁目 198 番地 1 花川北コミュニティセンター内

(3) 施設の設置目的

市民による主体的なまちづくり活動を支援し、協働によるまちづくりを推進する。

(4) 建物の構造など

ア 開設年月日

平成 20 年 8 月 1 日

イ 延床面積

119.70㎡

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 次に掲げる事業の実施に関すること。

- ① 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- ② 市民活動団体の事務支援に関すること。
- ③ 市民活動団体と市民、事業者及び市との連携及び交流に関すること。
- ④ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(2) センターの建物、設備等の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

3 管理の基準

(1) 石狩市市民活動情報センター条例（以下「設置条例」といいます。）の規定

ア 開館時間：午前 10 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

イ 休館日：月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）に当たるときは、当該月曜日後最初に到来する休日以外の日）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 関係法令等の遵守

業務を行うにあたっては、自治法、設置条例、石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」といいます。）、石狩市行政手續条例、石狩市情報公開条例、石狩市個人情報保護条例その他関係法令の規定及び石狩市の指示を遵守してください。

4 管理業務の範囲及び具体的内容

(1) 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。

① 市民活動に関する情報提供業務

- ・市内活動団体の情報の収集とPRを行うこと。
- ・市及び教育委員会等が実施する講座・イベント等の情報を紹介すること。
- ・市内の活動施設・市民活動に係る助成金の情報を紹介すること。
- ・コミュニティビジネスに関する情報の収集と発信を行うこと。
- ・市民活動情報センターホームページを活用した各種情報提供を行うこと。
- ・情報誌を発行すること。(年6回以上)

② 相談業務

- ・新規活動に関する相談業務を行うこと
- ・市民活動の団体運営、事業化、法人化、コミュニティビジネスの起業・運営についての相談業務を行うこと。

③ 市民活動の啓発

- ・市民、事業者と市民活動を結びつける事業を実施すること。
- ・市民活動の啓発や人材の発掘、課題解決に繋がる講座を開催すること。(年4回以上)

(2) 市民活動団体の事務支援に関すること。

① 情報掲示板、コピー機、印刷機その他事務備品の使用調整を行うこと。

② 市民活動団体の依頼により、当該団体が実施する講座等の申込受付、イベントチケットの販売等の代行業務を行うこと。

③ その他市民活動団体の事務支援に関すること。

(3) 市民活動団体と市民、事業者及び市との連携及び交流に関すること。

① 市民活動団体の交流事業を実施すること。(年1回以上)

② NPO法人の交流事業を実施すること。(年1回以上)

(4) センターの建物、設備等の維持管理に関すること。

① 使用前後に施設内外を巡回し、不審者・不審物の確認、電気機器等の確認を行うこと。

② 火災その他事故発生の防止について、万全の注意を怠るとともに、事故発生時の被害を最小限にとどめるよう努め、事故等緊急時における連絡・対応体制を確立すること。

③ 施設内外の巡回、整理整頓など、来館者が常に良好な環境で施設を使用できるように努めること。

④ その他センターの適切な維持管理に関すること。

5 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（4 年間）

6 指定管理料

17,200 千円

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに支払われます。

7 申請の資格

(1) 団体であること（個人は指定管理者になることはできません。）。

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

カ 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 市町村民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

ク 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者である者。

(3) 市内に拠点を置いている団体で、法人の場合は、市内に本店の登記又は支店の登記をしていること。

8 申請の手續き

(1) 申請期間

平成 25 年 9 月 5 日から平成 25 年 10 月 4 日まで

（土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 申請書類の提出部数

申請の際に提出する書類（以下「申請書類」といいます。）の提出部数は 6 部（原本 1 部を含む）です。

- (3) 申請書類の提出先
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市企画経済部協働推進・市民の声を聴く課（本庁舎1階）
- (4) 申請書類の提出方法
郵送による受付はしませんので、必ず持参により直接担当課に提出してください。

9 申請書類の内容

- (1) 申請書
別記第1号様式により作成してください。
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
申請資格を有していることを確認することができる書類は、次のとおりです。
- ア 団体であることを証する書類
- (ア) 法人の場合：登記簿の謄本など
 - (イ) 自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合：
自治法第260条の2第12項の証明書など
 - (ウ) その他の非法人の場合：団体の規約、構成員名簿など
- イ 団体又はその代表者が「7 申請の資格」の(2)の事由に該当しないことを証する書類の例
- (ア) 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書など
 - (イ) その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明書など
- (3) 施設の事業計画書
別記第2号様式により作成してください。なお、事業計画書に記入する項目は、次のとおりです。
- ア 施設の名称
- イ 団体の概要
- ウ 類似施設管理運営実績
- エ 内容
- (ア) 利用者の平等な利用の確保
 - (イ) 管理運営方針
 - (ウ) 年間の事業実施計画
 - (エ) 利用促進に関する目標・取り組み
 - (オ) サービス向上のための方策
 - (カ) 利用者等の要望の把握及び実現策
 - (キ) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
 - (ク) 地域との連携や他施設との連携等
 - (ケ) 安全面に関する方針
 - (コ) 職員配置

- (サ) 職員研修計画
- (シ) 個人情報保護の処置
- (ス) 緊急時対策

(4) 管理に係る収支計画書

別記第3号様式により作成してください。

(5) 当該団体の経営状況を説明する書類

当該団体の経営状況を説明する書類は、おおむね次のとおりです。

- ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

(6) その他市長等が別に定める書類

その他市長等が別に定める書類は、次のとおりです。

- ア 団体の活動内容等を記載した書類
団体の定款又は寄附行為、事業報告書、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類など
なお、これらの書類は、申請資格を有していることを証する書類として使用することも可能です。
- イ 誓約書（暴力団員及び暴力団関係事業者でないことを表明するもの）

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の基準

指定手続条例の第4条において次のとおり選定基準が定められています。

- ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - ・利用者の平等な利用の確保
- イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ・管理運営方針、年間の事業実施計画、利用促進に関する目標・取り組み、サービス向上のための方策、利用者等の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処方法、地域との連携や他施設との連携等
- ウ 施設の事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
 - ・安全面に関する方針、職員配置、職員研修計画、個人情報の保護の処置、緊急時対策、団体の安定性・継続性
- エ 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。
 - ・収支計画書

- オ その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準
自主事業を提案する場合、内容がまちづくりに貢献するものであること。
・自主事業計画書など

例：現在の指定管理者の自主事業

- ・ 図書の貸出サービス（市民図書館の蔵書を活用した図書貸出、市民図書館の蔵書の取り寄せ・返却など）

(2) 選定方法

選定の基準に基づき、石狩市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、申請書類の書類審査及びヒアリング（ヒアリングを行う場合）により選定します。

※ヒアリングを行う場合

ヒアリングは、申請者に対して行いますので、法人その他団体の代表者または代理の方2名の出席をお願いします。なお、日時、場所については、申請者に後日連絡します。

(3) 選定結果の通知予定時期

選定結果については、申請者全員に速やかに文書にてお知らせします。

また、市のホームページには、申請者ごとの団体名（候補者として選定した申請者以外はアルファベット表記）及び評価点（選定基準ごと、合計）を公表します。

なお、石狩市情報公開条例に基づき、情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示します。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定

指定管理者の指定には、石狩市議会の議決が必要ですので、選定委員会で選定した団体を指定管理者の候補者として、平成25年第4回石狩市議会定例会に上程し、議決されれば指定管理者として指定されます。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と施設の管理に関する協定を締結していただきます。

12 業務の報告

(1) 月報

指定管理者は、管理業務に係る日報及び月報を作成し、毎月終了後15日以内に、月報を施設の所管課に提出する必要があります。

(2) 業務報告及び事業報告

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に管理業務に係る業務報告書を作成し、施設の所管課に提出する必要があります。また、自主事業計画書を提出す

る場合は、業務報告書と併せて自主事業についての事業報告書を提出する必要があります。

13 業務報告の聴取及び指定の取消し等

(1) 業務報告の聴取等

市長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。

(2) 指定の取消し等

市長等は、指定管理者が市長等の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

14 暴力団関係事業者の排除

指定管理者に指定された後に、排除措置対象者法人等であることが判明した場合は、指定の取り消しをします。

15 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 原状回復義務

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設の建物、設備その他の物件を速やかに原状に回復しなければなりません。

(2) 損害賠償

指定管理者は、施設の建物、設備その他の物件をき損し、又は滅失したときは、市長等の定めるところにより、その損害を賠償しなければなりません。

(3) 秘密保持義務

指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」といいます。）は、個人情報の適切な管理を行うとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはなりません。なお、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様です。

16 留意事項

(1) 募集要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 申請者の失格

申請者が、次の事項に該当した場合には失格とします。

ア 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

- イ 申請書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 重複提案の禁止
応募1団体について、申請は1件とします。複数の提案はできません。
 - (4) 申請書類の訂正に関する事項
所管課からの指示なく、提出された書類の内容を変更することはできません。
 - (5) 申請書類の取り扱い
申請書類は、理由のいかんを問わず、返却しません。
 - (6) 申請の辞退
申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

17 募集要項に関する質問

募集要項に関する質問については、期日まで下記あてにご連絡願います。(質問受付期間は、9月5日～9月18日で、様式は自由。)

18 問い合わせ先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市企画経済部 協働推進・市民の声を聴く課 担当 清水、畠中
電話：(0133) 72-3153
FAX：(0133) 72-3199

k